

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示
  - 保険医療機関等の指定 (保険課)
  - 保険薬剤師の登録 (〃)
  - 土地改良区の役員の変更 (農村整備課)
  - 県営土地改良事業計画の変更 (二件) (〃)
  - 保安林の指定予定 (森林保全課)
  - 保安林の指定の解除予定 (〃)
  - 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (水産課)
  - 開発行為に関する工事の完了 (二件) (都市計画課)
  - 収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (会計課)
  - 政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体遊技機の型式の検定 (生活安全企画課)
- ◇ 地 方 公 告
  - 地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等
  - 少年指導委員の委嘱 (生活安全企画課)
  - 危険物取扱者試験の実施 (消防防災課)

## 告 示

### 鳥取県告示第二百八十七号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十一年政令第八十七号) 第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取県立精神保健福祉センター	鳥取市江津三二八一	平成九年四月一日
佐古眼科医院	米子市加茂町二丁目二七	〃
たじま医院	米子市錦海町一丁目一〇一六	〃
いけだ整形外科クリニック	米子市安倍二二六一	〃
本多眼科医院	倉吉市研屋町二四八一	〃
境港市曜休日応急診療所	境港市上道町三〇〇〇	〃
安達医院	東伯郡東郷町大字中興寺三五八	〃
名和町国民健康保険直営診療所	西伯郡名和町大字名和六〇〇一	〃
松下歯科医院	鳥取市栄町七六三	〃
なわだ歯科医院	鳥取市賀露町一七〇三一四七二	〃
矢富歯科医院	米子市夜見町二二三九	〃
木山歯科クリニック	米子市夜見町三〇四六一	〃

ひまわり歯科医院	境港市外江町二四五	〃
森脇歯科医院	境港市中野町一八九三一	〃
瀧田外科医院	米子市角盤町四丁目一四五一一	平成九年四月二日
高森内科クリニク	鳥取市栄町七〇八	平成九年四月八日
永見医院	米子市久米町二八四一一	〃
吉田医院	東伯郡泊村大字泊七五〇	〃
吉沢歯科医院	気高郡気高町新町三丁目八一	〃
太田医院	米子市東町三〇五	平成九年四月十日
石川内科胃腸科医院	米子市義方町一四一五	平成九年四月十一日
森安皮膚泌尿器科医院	米子市中町五八一	〃
竹原皮膚科医院	鳥取市西町一丁目二〇六	平成九年四月十四日
ひまわり薬局	鳥取市末広温泉町二五一	平成九年四月一日
有限会社つくし薬局	米子市旗ヶ崎七丁目三三一一三	〃
有限会社フォルテシモ	米子市西福原一六六九一一	〃
島田薬局	米子市東倉吉町六四	〃
鳥取県薬学総合センター倉吉薬局	倉吉市南昭和町一七	〃
さくら薬局	倉吉市東昭和町一五八一	〃
境中央薬局	境港市上道町三三一七	〃
有限会社徳吉薬局	鳥取市吉成南町一丁目二七一九	平成九年四月二日
有限会社貝田哲雄薬局	境港市松ヶ枝町九	平成九年四月十日

鳥取県告示第二百八十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
西川 由希子	鳥薬一〇一八号	平成九年三月二十八日
吉田 千代美	鳥薬一〇一九号	平成九年三月三十一日

鳥取県告示第二百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり庄内土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 野 阪 三 幸 西伯郡名和町大字富長七一七

平成九年二月二十日退任

理事 権 田 幸 夫 西伯郡名和町大字押平二〇八一

平成九年二月二十二日退任

鳥取県告示第二百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業西郷中央地区区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示

し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成九年四月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第二百九十一号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業山上地区区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成九年四月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第二百九十二号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡家町大字麻生字小池五四六から五四八まで、五四八の一、五四八の二、五四九、五四九の一、五四九の二、五五〇の一、五五一、五五二、五五八

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第二百九十三号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成九年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字上津黒字柳ヶナル四七二の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第二百九十四号**

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条の二第六項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第二項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第六項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成九年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
中山加入区	漁業災害補償法第百四条第一号に掲げる漁業

**鳥取県告示第二百九十五号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年十月十四日 鳥取県指令米土維十第十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市安倍字清水尻中

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥根県益田市下本郷町二〇六一五

株式会社 ジュンテンドー

代表取締役社長 飯塚 道正

**鳥取県告示第二百九十六号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)

附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年一月三十日 鳥取県指令鳥土維第千二百十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡岩美町大字岩本字田江

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡岩美町大字浦富六七五―一

岩美町長 吉田 達男

鳥取県告示第二百九十七号

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成九年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
株式会社山陰合同銀行 米子中央出張所	売りさばき 場所	米子市富士見町 二丁目一三二	米子市角盤町二 丁目一―五	平成九年四月二十一日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定に基づき、平成九年四月一日以降政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成九年四月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
松永忠君後援会	生 本 清	松 永 芳 子	西伯郡淀江町大字佐陀一〇
岡本武士後援会	吉 木 正 行	清 水 哲 雄	米子市万能町一七二
中原修治後援会	中 原 明 広	中 原 繁 子	米子市博労町二丁目一五三―一二
本池篤美後援会	安 田 明	松 本 廉 市	米子市大篠津町一四九六
両川洋々後援会	奥 山 善 雄	河 崎 隆 雄	鳥取市永楽温泉町一五二
石本やすとし後援会	八 田 宗 紀	田 川 勝 男	八頭郡八東町大字南四〇七
奥田隆夫後援会	奥 田 良 一	入 江 輝 文	西伯郡大山町長田二九七
椎木学後援会	安 達 衛	番 原 泰 治	西伯郡大山町赤松一八八
中村弘行後援会	坂 口 勝 利	中 村 芳 子	岩美郡国府町新通り二丁目三五四
中村一博後援会	岡 田 章 達	雑 賀 浄 二	西伯郡会見町高姫七三四
西村修一後援会	西 村 修 一	西 村 修 一	気高郡気高町大字勝見六八二―四五
村尾馨後援会	土 橋 一 郎	村 尾 恭 子	岩美郡国府町大字中河原七八―三

森田芳彦後援会	森田 等	森田 美枝	西伯郡淀江町大字富繁一〇三
山本敏明後援会	山本 敏幸	山本 敏幸	気高郡気高町大字下光元四一三
米村洋一後援会	西山 多美雄	米村 進	岩美郡岩美町大字田後四九五

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めためたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成九年四月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋

申請者	氏名	又 は 名 称	株式会社三共
	住 所	群馬県桐生市境野町六丁目460	
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	製造業者名
	ばちんこ遊技機	規則第6条第1号イ該当機	CRフイバーフイバーX
〃	〃	フイバーフイバーX	〃
		検 定 号	有効期間
		600415	平成9年4月22日から3年間
		600428	〃

申請者	氏名	又 は 名 称	高砂電器産業株式会社
住 所	大阪府大阪市鶴見区今津北四丁目9-10		
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	製造業者名
	規則第6条第2号イ該当機	セブンテナイセブソム	高砂電器産業株式会社
		検 定 号	有効期間
		740060	平成9年4月22日から3年間

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり告示する。

平成九年四月二十二日

鳥取県地方労働委員会会長 勝 部 可 盛

氏 名	生 年 月 日	住 所	職 業	電 話 番 号	経 験 及 び 関 歴	委 嘱 年 月 日
山田修平	昭一〇・七・三〇	東伯郡東郷町大字松崎五九二一三三	鳥取女子短期大学教授 鳥取県地方労働委員会委員	短期大学 (〇八五八) 二六―一八一― 自宅 (〇八五八) 三三―二三〇五	鳥取女子短期大学助教	〃
内田良弘	昭九・六・二四	鳥取市湯所町一丁目三八四―二	鳥取県赤十字血液センター事務部長	血液センター (〇八五七) 二四―八一〇― 自宅 (〇八五七) 二三―一六三三	鳥取県地方労働委員会事務局長	〃
直野喜光	昭九・一・二二	米子市加茂町二丁目三二	弁護士	事務所・自宅 (〇八五九) 三三―七二四三		〃
田村康明	昭九・一・一六	鳥取市卯垣四丁目三二九	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員(会長代理)	事務所 (〇八五七) 二四―九四五八		〃
勝部可盛	昭八・二・二四	米子市上福原一四五九一六	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員(会長)	事務所 (〇八五九) 三三―一四五八 自宅 (〇八五九) 三三―四〇六七		〃
森本節男	昭六・二・三〇	鳥取市吉方温泉三丁目七五三	鳥取県地方労働委員会委員	自宅 (〇八五七) 一三―五八五八	鳥取県代表監査委員	〃
浦富誠治郎	昭五・六・一〇	米子市観音寺三五五―二	米子市車尾公民館長	公民館 (〇八五九) 三四―三一一〇 自宅 (〇八五九) 三三―一九四	鳥取県米子商工労政事務所長	〃
森本和雄	昭二・一・三一	岩美郡国府町奥谷一丁目二〇二	鳥取地方裁判所民事調停委員 鳥取家庭裁判所家事調停委員	自宅 (〇八五七) 二二―六七五五	鳥取県地方労働委員会事務局長	平九・三・二七

大木戸 武敏	仁宮 敬富	加藤 和徳	齋木 兵治	石田 喜昭	広藤 強	森岡 正太郎	坂口 千加広
昭二一・四・二六	昭一六・一・二二	昭一六・一・七	昭一五・三・二六	昭一五・二・二〇	昭一四・九・六	昭一三・七・六	昭二〇・九・二七
鳥取市立川町六丁目五三四	鳥根県八束郡美保関町大字下字部尾四一一	鳥取市寿町四〇三	米子市石井七五三	米子市石井一一一七	鳥取市吉方一八三	鳥取市浜坂三丁目六一三五	米子市米原二丁目一四六一三〇九
鳥取県地方労働委員会委員	鳥取三洋電機労働組合中央執行委員長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会執行委員長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長	鳥取県地方労働委員会委員	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長	鳥取県地方労働委員会委員
組合 （〇八五七）二二一・二三四〇	組合 （〇八五九）三三三・四二一一 自宅 （〇八五二）七二一・三七六八	組合 （〇八五七）二二一・五七一 自宅 （〇八五七）二二一・八四四四	組合 （〇八五九）二二一・二〇三〇 自宅 （〇八五九）二二一・二七八三	組合 （〇八五七）二二一・六六〇五 自宅 （〇八五九）二二一・一六二五	組合 （〇八五七）二二一・四二五〇 自宅 （〇八五七）二二一・四〇三八	組合 （〇八五七）二二一・二二四六 自宅 （〇八五七）二二一・四〇三八	事務所 （〇八五九）三三三・七四八一 自宅 （〇八五九）二二一・八〇〇一
鳥取県中立組合連絡協議会議長 鳥取三洋電機労働組合中央執行委員長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	鳥取県教職員組合東部支部書記長	JR西日本労働組合米子地方本部副委員長	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部執行委員長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長	全通信労働組合鳥取地区本部委員長	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長代行
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃



安田 邦夫	昭二二・一一・一七	米子市道笑町三丁目八八	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 全国電気通信労働組合鳥取県支部執行委員長	組合 (〇八五七) 二二一四一〇〇 自宅 (〇八五九) 二二一六七四〇	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 西部地域協議会議長 全国電気通信労働組合鳥取県支部米子分会長	〃
笠見 猛	昭二五・八・二三	倉吉市中野二二四	全日本自治団体労働組合鳥取県本部書記長 鳥取県地方労働委員会委員	組合 (〇八五七) 二四一八五一 自宅 (〇八五八) 二八一〇七二	全日本自治団体労働組合鳥取県本部 副執行委員長	〃
松尾 彰	昭三三・二・七	米子市上福原九八七	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 鳥取県農林漁業団体職員労働組合連合会執行委員長	組合 (〇八五九) 三三一一一七 自宅 (〇八五九) 三三二七二八五	鳥取県農林漁業団体職員労働組合連合会執行委員 鳥取西部地区農業協同組合労働組合連合会執行委員長 米子市農協職員組合執行委員長	〃
河越 庄市	大一二・二・一	米子市旗ヶ崎九丁目八一二四	鳥取県経営者協会副会長、西部支部長 寿製菓株式会社取締役会長 鳥取県地方労働委員会委員	会社 (〇八五九) 二二一七四五六 自宅 (〇八五九) 二九一七三八六	寿製菓株式会社取締役社長	〃
西 谷 昇	大一二・四・一五	倉吉市越殿町一四〇五一三八	鳥取県経営者協会常任理事 西谷技術コンサルタント株式会社取締役社長	会社 (〇八五八) 二六一二四一一 自宅 (〇八五八) 二二一五六二〇	西谷測量株式会社取締役社長	〃
山住 省二	昭二・一・二〇	八頭郡用瀬町大字用瀬四八八	鳥取商工会議所専務理事	会議所 (〇八五七) 二六一六六六六 自宅 (〇八五八) 八七一二九九七	鳥取県国民体育大会事務局長	〃
高田 勝之助	昭四・一一・五	鳥取市桜谷六〇三	鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県地方労働委員会委員	協会 (〇八五七) 二二一八四二四 自宅 (〇八五七) 二六一三二五九	日本放送協会鳥取放送局副局長	〃
太田 雄三	昭八・八・一五	鳥取市吉成六七二一一	株式会社鳥取銀行監査役	会社 (〇八五七) 二二一八一八一 自宅 (〇八五七) 二二一〇一四七	株式会社鳥取銀行常務取締役	〃

公 司 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条 第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。	河田賢一	昭八・一〇・一九	倉吉市住吉町九八	鳥取県経営者協会副会長、中部支部長 株式会社河田組取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	会社 （〇八五八）二二一六一一六 自宅 （〇八五八）二二二二二二八	株式会社河田組専務取締役	〃
	住田篤美	昭一三・二・一四	米子市博労町四丁目六〇一 三	米子市商工会議所専務理事	会議所 （〇八五九）二二一五一三一 自宅 （〇八五九）三三二七六六七	株式会社山陰合同銀行取締役米子営業本部副本部長	〃
	野津一成	昭一六・一・二九	米子市義方町六一二五	鳥取県経営者協会常任理事 美保土建株式会社取締役社長	会社 （〇八五九）三三一九二二一 自宅 （〇八五九）三三二八三二四	美保土建株式会社常務取締役	〃
	榊田知身	昭一六・三・二二	米子市米原一丁目一一二	境港海陸運送株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	会社 （〇八五九）四二二二二二一 自宅 （〇八五九）三三二四〇一一	日本海運株式会社常務取締役	〃
	児島祥悟	昭一八・四・一九	鳥取市美萩野一丁目一三八	鳥取県経営者協会常任理事 鳥取瓦斯株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	会社 （〇八五七）二八二八八一 自宅 （〇八五七）五九一〇三六〇	鳥取瓦斯株式会社常務取締役	〃
	中川福光	昭一七・三・一一	鳥取市浜坂六丁目一四一一 五	鳥取県地方労働委員会事務局長	事務局 （〇八五七）二六一七五五七 自宅 （〇八五七）二七一六三三七	鳥取県商工労働部次長	平八・四・一
平成9年4月22日							
鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋							
氏 名		住 所		活 動 区 域			
古村 聰衛		米子市上福原1317-5		皆生地区（米子市皆生及び上福原の区域）			

雑 報

消防法（昭23年法律第186号）第13条の5第1項に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成9年4月22日

財団法人消防試験研究センター理事長 原 鳥 榮 一

1 試験の種類及び日時

試験の種類	日	時
甲種危険物取扱者試験	平成9年6月22日（日）	13時15分から
乙種危険物取扱者試験	〃	〃
丙種危険物取扱者試験	平成9年6月22日（日）	10時15分から

2 試験の場所

- 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
  - 鳥取市扇町21 県民ふれあい会館大研修室
  - 鳥取市尚徳町101-5 県民文化会館第2会議室
  - 倉吉市山根529-2 倉吉体育文化会館大研修室
  - 米子市東福原8丁目27-1 米子産業体育館中会議室
  - 米子市古豊千520 米子職業能力開発促進センター
  - 米子市旗ヶ崎2030 米子食品会館多目的ホール
- 3 受験願書の受付期間  
平成9年4月21日（月）から同年5月2日（金）まで（郵送による場合は、平成9年5月2日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。）

4 受験願書の提出先

〒680 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階  
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあつては5,000円、乙種危険物取扱者試験にあつては3,400円、丙種危険物取扱者試験にあつては2,700円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

- (1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県生活環境部消防防災課、各消防局、消防本部又は各地区危険物保安協会において交付する。
- (2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話0857-26-8389）に照会すること。